南宋の上供米と兩税米

島居一康

はじめに
一　南宋初期の上供米
　1　上供の缺額補完のための和糴
　2　行在省倉・戸部和糴場・三總領所の歲糴體制
二　上供定額の改定と和糴米の備蓄
　1　上供定額の改定と上供米調達州軍・供給先の指定
　2　和糴米の備蓄體制と備蓄倉の新設・擴充
　3　南宋末の上供米と和糴米
三　南宋における兩税苗米の歲入と上供米および留州
おわりに

はじめに

南宋初期の官米、すなわち中央政府の官員及び國軍兵士に支給する俸給米と軍糧米は、兩税秋苗米と和糴米とをその構成要素としていた。北宋時代の上供米の構成も、兩税秋苗米と和糴米との二部分からなっており、南宋においても紹興末年ころまでは、上供米のこのような構成が踏襲されていた。しかし、南宋時代を通じて官米の調達方式が北宋時代と同じであったわけではない。この問題はとりもなおさず、宋代の官米調達における、兩税苗米―上供米―和糴米三者の相互連

關を明確にする課題として追求すべき性質のものであるが、現状では三者の關連がなお不明確なままで、北宋・南宋を通じて同じ方式が用いられたと理解されているようである。

北宋時代の上供米漕運については青山定雄氏の先驅的な研究[1]があるほか、北宋・南宋時代を通じての和糴の實態、および江南を中心とした兩稅苗米額の推移などについては斯波義信氏の一連の研究があり、豐富な史料と統計的方法によって詳細な檢討を加えられた[2]。本稿も氏の研究に依據するところが多い。しかし兩稅苗米—上供米—和糴米三者の相互連關の明確化という課題に照らしたとき、なおいくつかの檢討すべき問題が殘されている。とりわけ、南宋の官米調達システム全體の中での苗米上供額と和糴額との關係や、州縣の現場における兩稅苗米の實際の徵收額と中央への上供額との關係などが問題となるであろう。前者は南宋における「上供」概念にかかわる問題であり、後者は兩稅苗米の「原額」といわれるものの實態にかかわる問題である。南宋の官米調達方式の分析を通じてこれらの問題を檢討することは、今なお研究が不十分な南宋の兩稅を考える上で、必要な作業であると考える。

一　南宋初期の上供米

本節では、南渡の後、紹興二十九年（一一五九）までの約三〇年間の時期の、官米調達における上供米と兩稅苗米および和糴米との關係を扱う。この時期は、北宋時代の上供米の構成と調達方式を踏襲していた時期、すなわち上供額が兩稅苗米と和糴米とを合わせた額として設定され、兩稅苗米だけでは上供額を充たせない部分、つまり上供の缺額部分については和糴米でこれを補うという方式が採られていた時期である。

1　上供の缺額補完のための和糴

周知のごとく、北宋時代の上供米は、一部華北のものを除くと、**表1**に示したように、東南六路といわれる地域から、

毎年約六〇〇萬石を上供定額として、漕運によって首都開封に運ばれて來た。ただし兩稅苗米として實際に徵收され上供された米は年に約四〇〇萬石であり、この額はこの六路の兩稅苗米の總課額約八〇〇萬石のほぼ半分に過ぎなかった。[3] したがって上供定額六〇〇萬石の約三分の一にあたる二〇〇萬石は、上供額設定の當初から、各路の豐凶や米價の貴賤を見ながら計畫的かつ恆常的に收羅され調達された米であった。

南宋に入ると、金と國境を接することとなった淮南東西路が上供對象地から外された。また、北宋時代には江南東路に屬していた江州が、紹興元年（一一三一）に江南西路に改隸され、[4] それにともなって約六萬石の上供額が江東から江西へ移し替えられた。これらの變更を除くと、表1に示すように、他路の上供額は北宋時代の祖額をそのまま繼承したものであり、南宋初期の上供米は總額四六九萬石を定額としていたのである。これが後に「舊額」と呼ばれた額で、北宋時代と同樣、兩稅苗米と和糴米とを合わせた額である。

なお、南宋の上供米對象地域は、北宋時代と同樣、福建・廣南・四川は最初から除外されている。ちなみに四川は、南宋において一個の軍事的・經濟的に獨立した地域とみなされていたが、官米の調達においては、兩稅苗米の上供額が必要な軍糧の八・三%と極端に少なく、そのほとんどを和糴に依存するという、獨自の調達體系を採用していた。[5]

南宋初期の上供米の調達については、まだ臨安に國都を定める以前、淮南がなお上供對象地であった時期の、淮南・兩浙における上供の實態を伺わせる史料がある。『宋會要』食貨四三漕運三、建炎二年（一一二八）五月十九日の詔に、

表1　南宋上供米定額

	北宋祖額	南宋「舊額」	紹興29年新定額
淮南路	1,500,000	—	—
江南東路	991,100	930,000	850,000
江南西路	1,208,900	1,260,000	970,000
荊湖南路	650,000	650,000	550,000
荊湖北路	350,000	350,000	100,000
兩浙路	1,500,000	1,500,000	850,000
計	6,200,000石	4,690,000石	3,320,000石

・北宋祖額は『宋會要』食貨四二宋漕運所引『墨莊漫錄』淳化四年（993）額上供米による。
・南宋「舊額」及び紹興29年新定額は『要錄』巻183紹興二十九年八月甲戌條による。

淮浙今歳未だ起せざるの額斛、淮南は一百四萬七千餘碩、兩浙は六十八萬七千餘碩なり。

とあり、これを兩路の上供定額と比べると、淮南では定額の約三〇%、兩浙では約五四%しか調達できなかったようである。そしてその後、旱魃がひどかったという紹興五年（一一三五）の江西では少なくとも約四〇%以上の苗米は實催されているが[6]、例年より多かったという紹興六年の江西でも約七八%の實催しかなかったというから[7]、このころ江西では苗米の實催が上供定額の八〇%を超えることはなかった。戰亂による生産の落ち込みや輸送の困難などにより、他路においても苗米の實催額や上供米輸送は大きく減少していたものと思われる。

このように當時は上供米の定額の確保が困難であり、苗米の實催も少なく、また輸送の不安定という問題をかかえていたため、毎年のように和糴が行われていた。次に紹興前半ころの主な和糴の事例を示す。

紹興二年（一一三二）　江東・江西で各一〇萬石を和糴し、それぞれ建康府、饒州府に封樁した[8]。

紹興三年（一一三三）　浙西で米二〇萬石、馬料一五萬石を博糴した。米は一石五貫、糴本は二五〇萬貫であった[9]。

同　一〇〇萬石を和糴したが、うち兩浙・江東西で六四萬石を占めた[10]。

紹興四年（一一三四）　年例の九〇萬石（糴本三六〇萬貫）に糴本二〇〇萬貫を追加し、計一四〇萬石を和糴した[11]。

紹興五年（一一三五）　江南の早禾米を鹽鈔六〇萬緡で和糴した[12]。

紹興六年（一一三六）　江西の和糴米四〇萬石のうち三萬石を減免したが、實收は三四三、五〇九石であった[13]。

紹興八年（一一三八）　糴本四〇〇萬貫で六路で和糴した[14]。

ここでこの時期の上供米の定額と兩稅米・和糴米との量的な關係を具體的に見てみよう。李綱の『梁溪先生文集』卷九六「淮省劄催諸州軍起發大軍米奏狀」には、

契勘したるに、本路の上供等米、秋苗を以て樁辦するに係る。兵火を經て自りの後、多く逃閣有り、及び閒ま災傷有りて、年分催す所の稅賦、例として皆な舊額に及ばず。其の上供の數、逐年並びに朝廷の除豁を蒙り、祇だ實催の米

數を以て起發するのみ。照對したるに、上供米は舊額一百二十六萬九千碩なり。紹興六年の一路の實催の秋苗を會計したるに、止だ九十八萬三千三百五十九碩一斗六升有るのみ。上供一十六萬九千碩を減免するを蒙ると雖も、外に猶お一十一萬六千石あり、是れ實催の苗米外の虛數に係れば、從って出す所無し。幷びに和糴米は三萬を減免するの外、三十七萬石を收糴したるも、虔・筠州見に盜賊有るに緣り、收糴未だ足らず、日を截りて終に已に三十四萬三千五百九石六斗五升を糴し、及び紬絹折納米五萬六千八百一十三石六斗九升三合あり。已上の三色、共に實に合に發すべきの米一百三十八萬三千六百八十二石五斗三合なり。

とあり、江西では毎年の上供米が定額を充たさず、紹興六年には約一七萬石を減免し上供額を一一〇萬石とした。苗米は九八萬石以上を實催したが、なお約一二萬石が不足する。この年江西の和糴は四〇萬石と定められ、三萬石減額されたものの、盜賊のため收糴できない所もあり、三四萬石餘を得たのみである。そこでこれに紬絹折納米を加え、實催米と合わせて計一三八萬石餘を起發することにした、という內容である。苗米實催が九八萬石以上あるのであれば、減額された一一〇萬石の上供定額を充たすためには一二萬石程度の和糴を行えばよく、或いは逆に、四〇萬石の和糴を行うのであれば、苗米の實催九八萬石以上を全額上供する必要はなく、七〇萬石程度を上供すればよいはずである。ここでは和糴はたしかに上供の缺額の補完のために行われているが、その額は江西一路の上供定額に對する不足分を超えている。

このようなことが起こるのは、上供缺額の補完のための和糴が必ずしも當該路內で完結すべきものではないことによる。和糴は上供對象地域である六路全體に實施され、時には豫定を變更して糴本——和糴のための資金——を他路に移して收糴することもある。『宋會要』食貨四〇市糴糧草、紹興十三年（一一四三）九月九日の臣僚の言に、

浙西の州縣、去歲亢旱し、禾稼を傷損したれば、秋稅を檢放せり。朝廷歲歉するを以て、嘗て降本を移し、江西に於いて就糴せり。而れども湊額焉れに預らざれば、一州一縣の減ずる所、十分の一二に及ばず。民閒初より儲積無きに、官司催督すること星火より急なれば、價を增して收糴して輸納するを免れず。

とあり、兩浙に對する糴本をそのまま江西に移して收糴している。これは、六路の豐凶、米價の貴賤をみて發運司が收糴した北宋時代の上供米の調達方式と形の上では同じである。

和糴の方式が北宋時代と同樣であるとすれば、南宋初期の上供米の調達において北宋時代と異なる所は、北宋時代には兩稅米の上供額四〇〇萬石が長期閒安定し、原則としてこれを超えて兩稅米を上供することはなかったのに對し、南宋初期には全體的な生產の落ち込みのなかで、年次ごとの變動をともないながら兩稅苗米の實催額をことごとく上供しなければならなかった點である。このような戰時對應型ともいうべき變則的な上供方式は、やがて改革されることとなる。

2　行在省倉・戶部和糴場・三總領所の歲糴體制

紹興八年（一一三八）には戶部和糴場が臨安に設けられ[15]、紹興十一年（一一四一）五月、兩淮・江東西・湖廣京西の三道に總領軍馬錢糧官を置いて總領所體制が發足した[16]。また同年六月には、行在の省倉を上中下の三界に分った[17]。省倉は兩浙路の上供米總額一五〇萬石を受納する。戶部和糴場と三總領所とは、ともに上供米の缺額を補うための和糴を行うことをその主な任務としたが、それぞれが行う年閒の和糴を定額化したのは、紹興十八年（一一四八）のことである。すなわち、『宋會要』食貨四〇市糴糧草、同年閏八月五日の宰執の進呈に、

江浙湖南路、米斛を和糴するに、昨ごろ紹興元年自り以後、本を降して逐路の轉運司に付して和糴せしめ、支遣を補助す。今來兩國和を通じ、農民業に安んじて墾闢し、田土漸く廣く、戶部の財賦、粗ぼ支用するに足る。

とあって、これまで和糴は逐路の轉運司に糴本を給付して行なってきたが、宋金和議がなり、戶部の歲入もほぼ確保できるようになったので、同月九日の戶部の言に、

內外大軍等の歲計の粮斛は、江浙等路の上供を除くの外、昨ごろ指揮を降し、行在の省倉幷びに淮東西・湖廣等路の三總領所をして收糴し、以て儲蓄を廣くせしむ。……江浙等路の年例本を降して和糴するの米數は、唯だ逐倉に藉し

て、廣く糴買を行わしむ。今毎歳收糴するの數目を立定す。

とあるように、これまでの轉運司による收糴をやめて、(一)行在省倉、(二)戸部和糴場、(三)淮西總領所、(四)淮東總領所、(五)湖廣總領所の計五所において、毎年定額の和糴を行うこととなった。それぞれの歳糴額は**表2**に示したとおりである。

表2　行在省倉・戸部和糴場・三總領所歳糴額

省倉	上界	60,000
	中界	50,000
	下界	250,000
戸部和糴場	臨安府	200,000
	平江府	200,000
總領所	淮西	165,000
	淮東	150,000
	湖廣	150,000
計		1,225,000石

・『宋會要』食貨四〇市糴糧草，紹興十八年閏八月九日條，及び『要錄』卷158同年月日條による。

このうち(一)行在省倉には、上中下の三界があった。上界の米は宗室・百官に供給され、民戸の上供した「白苗米」を南倉に納める。中界の米は衞士・五軍兵士に供給され、「次苗米」を北倉に納める。下界の米は諸軍の月糧に供給され、「糧米」を東倉に納める。三界の總額は年一五〇萬石であった。[18] この額が兩浙路の上供總額である。しかし全額を兩税苗米の上供でまかなうことはできないため和糴が行われる。兩浙路の和糴はこの三倉が行う歳額三五萬五千石のほか、[19] (二)戸部和糴場が行うものがあった。戸部和糴場は、行在と蘇州(平江府)との二箇所あり、紹興十八年には和糴額を各二〇萬石と定め、これにより兩浙一路の歳糴額は、約七六萬石とされた。すなわち兩浙路の上供定額一五〇萬石の約半分が恒常的な和糴によって調達されることとなったのである。また(三)淮西總領所は建康府に置かれて歳糴額を一六萬五千石と定め、(四)淮東總領所は鎮江府に置かれて歳糴額を一五萬石、(五)湖廣總領所は鄂州に置かれて歳糴額を同じく一五萬石と定めた。三總領所の歳糴額の合計は四六萬五千石、兩浙路と合わせると約一二二萬五千石の和糴が恒常化されることとなったわけである。なお定額化された和糴は、このころには附加税化して強制的に農民に割り附けるようなことはなく、もっぱら商人が客販する米によったようである。[20]

以上の經緯をふまえて、この時期の上供米、兩税苗米および和糴米の關係を整理してみると、以下のようになる。南宋

が北宋から継承した上供祖額は四六九萬石、紹興十八年に定額化された五所の和糴總額は一二二萬五千石、その差額すなわち三四六萬五千石が兩税苗米の上供額となるはずであるが、この年の實催の上供米は三〇〇萬石であったというから、(21)和糴が全額行われたとしても四六萬五千石がなお不足することになる。つまり和糴米の方は定額化されたものの、兩税苗米の上供の方は、從來どおり實催をそのまま上供するという不安定さを殘したままであるために、このときにはなお上供定額に對して不足が生じていたのである。

しかし、兩税苗米の徴收實績が良好な年には、この程度の不足は克服されうるはずで、事實歳糴額を定めて八年を經た紹興二十六年（一一五六）になると、『要錄』卷一七二、同年五月庚申の條に、

戸部尚書韓通言う、諸路州軍の上供米、……望むらくは戸部をして、歳計の餘に於いて、支撥して建康・鎮江兩總領に各おの一百萬石を付し、……或いは水旱に値らば、則ち軍食を補助し、取撥して賑濟せん。

とあり、「歳計の餘」すなわちその年の輸送額が上供定額を超えれば、その餘剰は淮西・淮東兩總領所に各一〇〇萬石、計二〇〇萬石を目標に備蓄して干害に備え、軍食の補助や賑濟に充てるとしている。

このように見てくると、紹興十八年における歳糴額の設定は、もともと上供米の調達の恒常的な不安定性に對應して和糴で一定量を確保しようとする措置であったが、兩税苗米は年々實催額をそのまま上供させていたために、その後年によっては上供定額を超えて實催されるようになり、その餘剰を總領所に備蓄することが可能になってきたことがわかる。

このような上供定額を超えての米の備蓄については、『要錄』卷一八五、紹興三十年夏四月乙丑の條に、

初めて戸部に命じ、鎮江・建康に於いて、各おの別に米百萬斛を儲え、以て水旱に備え、軍食を助けしむ。其の後鎮江の儲うる所九十五萬餘に至り、建康の儲うる所六十二萬餘に至る。

とあり、紹興三十年（一一六〇）には、それぞれ一〇〇萬石の「別儲」備蓄目標額に對して、鎮江（淮東總領所）では九五萬餘石、建康（淮西總領所）では六二萬餘石の備蓄が行われていた。また紹興三十二年（一一六二）には、兩總領所にはす

でに各一〇〇萬石の備蓄が行われ、宣撫司の移屯に備えて支用された。(22) また『宋會要』食貨四〇市糴糧草、隆興元年（一一六三）七月二十五日の戸部の言には、

欲すらくは浙西路にて四十萬碩を糴し、本錢八十萬貫を支降し、糴し到れる米は淮東總領所に撥付し、樁積米一百萬石の數に補湊するを除くの外、餘は幷びに平江府・鎭江・常州に赴いて安頓せん。江東路にて三十萬石を糴し、本錢六十萬貫を支降し、糴し到れる米は、淮西總領所に撥赴し、樁積米一百萬碩の數に補湊するを除くの外、餘は幷びに建康・太平州・池州に赴いて安頓せん、と。

とあり、淮東・淮西總領所はそれぞれ一〇〇萬石の和糴による「樁積米」、すなわち備蓄米の目標額をもち、これを超えてさらに餘った米は、管下諸州の備蓄に回された。上供定額外に備蓄米の目標額を初めて設定したのは紹興二十六年（一一五六）のことであったが、その三年後の紹興二十九年（一一五九）、次節で見るように上供定額の改定――切り下げ――が行われた。定額改定の背景には、定額を超えての和糴による「別儲米」「樁積米」備蓄の順調な進展があったと考えられる。

二　上供定額の改定と和糴米の備蓄

前節で見たように、北宋時代の祖額を繼承した上供定額は、構成のうえでは兩稅苗米と和糴米とからなっていた。このうち兩稅苗米は、南渡直後からその總額はもちろん、上供定額の二分の一から三分の二程度の徵稅實績しかなかったため、紹興十八年には、行在省倉等五所で和糴の年目標一二二萬五千石が定額化された。このころ苗米は實催分をそのまま上供していたのであるが、時に上供定額をこえて餘剩が生じるようになり、紹興二十六年には淮西・淮東兩總領所に各一〇〇萬石、計二〇〇萬石の備蓄目標を立て、軍食の補助と賑濟に備える體制ができた。こうした備蓄が可能になった背景には、宋金關係の安定とそれにともなう苗米生產の回復、前進があったと考えられる。しかし和糴が定額化され、備蓄目

標も設定されたものの、兩稅苗米については、依然として實催額をそのまま上供していたのであり、この狀況はやがて閒もなく改められることとなる。

1　上供定額の改定と上供米調達州軍・供給先の指定

『宋會要』食貨六四上供、紹興二十八年五月十二日の條に、

> 尙書駕部郎中張宗元言う、比年以來、諸路發納せる米斛數少なし。朝廷諸路の糴本の湊額錢を將て、行在の和糴場及び三路の總領司に撥赴し、米斛を收糴し、支遣を補助するを冤れず。欲し望むらくは、有司に詔して、諸路轉運司に行下し、今自り後須管く每年合に收むべきの實數を開具し、……若し實數既に憑きて稽考すべく、拖欠を致さざるを見れば、則ち立てて成法と爲さん。三年の後、樁積の數五百萬石に及ぶを下らざれば、本を降して額を湊すの外、每歲又た二百萬緡あれば、以て他用を助けん、と。

とあり、糴本を降し和糴して上供定額を充たす方式を改め、「每年合に收むべきの實數」すなわち苗米の實徵額に根據があり、缺額がなければ、その額を「立てて成法と爲す」すなわち上供の定額とする。そして備蓄の方は三年閒で五〇〇萬石を確保できれば、糴本二〇〇萬緡は和糴以外に他用にもふりむけることができる、という。和糴についてはすでに定額化された五所の歲糴體制があり、備蓄には各總領所の目標額があり、また糴本は他の目的にも用いようというのであるから、諸路轉運司に報告させて定額化の基礎とした「每年合に收むべきの實數」とは收糴額ではなく苗米の實徵額と見なければならない（拖欠は課稅額に對する未納分）。すなわちこの措置は、年々變動する苗米實催額に和糴米を上乘せして上供定額を充たす從來の方式を廢止し、近年の兩稅苗米の實催額を各路の上供額として固定しようとしたものである(23)。

この上供定額は、和糴米を含まない兩稅苗米だけの上供定額である。これに對し、南宋が北宋から繼承した上供祖額（「舊額」）四六九萬石は、北宋時代と同樣、和糴米を含む額であった。この點で、この新しい上供定額をただ形式的に、祖

額に對して約三分の一の減額を行なっただけのものと見ることはできない。(24)

つぎに改定後の上供額の路ごとの内譯を見ると、『中興小記』巻三九、紹興二十八年九月壬申の條によれば、

兩浙　八五萬石、江東　八五萬石、江西　九七萬石、湖南　五五萬石、湖北　三〇萬石

であったといい、合計三五二萬石となるが、『要錄』巻一八三、紹興二十有九年九月甲戌の條には、湖北一〇萬石とあり、『宋史』巻一七五食貨志上三和糴も計三三二萬石としているのでこれに從うこととする（**表1**參照）。なおこの上供額改定による「舊額」からの減は約一三七萬石（もしくは一一七萬石）となるが、これはほぼ從來の五所歲糴額一二二萬五千石に見合う額であり、このことからも紹興二十八年（ないし二十九年）に改定した上供の新定額が「舊額」から和糴分を削減した額であったことがわかる。

ついで、この三三二萬石の上供米の調達州軍と供給先が、どのように指定されていたかを見ると、『要錄』巻一八四、紹興三十年春正月癸卯の條によれば、**表3**のようになっている。これを圖示したものが**圖1**である。ここでは上供米の合計額がちょうど三〇〇萬石とされ、前に見た諸路の上供額總計と三二萬石の差が生ずることになる。この差が何によるものかについては、今の所その理由を明らかにしえない。(25)ただし新定額の決定の後しばらくはこの額を變更しなかったようで、この年五月には江西の江州大軍が新設されたが、これに對しては江西の上供米六萬石が充當され、(26)ついで九月になって、各地に駐屯する大軍の馬料として、兩浙・江東・江西の上供米から計二六萬石を折納させたが、減じた上供米は和糴米で補塡させ、上供定額は維持する、という方法がとられた。(27)いずれの場合も路の上供額に變動はおこっていない。

ちなみに、紹興三十年の四川を除く兵士の總數は三一八、〇〇〇人といわれ、(28)この年諸路に科撥した上供米總額は、ほぼ兵士一人年一〇石という當時の基準に對應する額であったことがわかる。

新たな上供定額の設定と調達・供給先の指定とにより、行在や各總領所への上供米の供給が安定したことにともない、上供缺額の補完を目的として紹興十八年に定められた五所の歲糴體制は維持する必要がなくなった。この年以後史料上に

圖1　上供米の調達州軍と供給先（紹興30年）

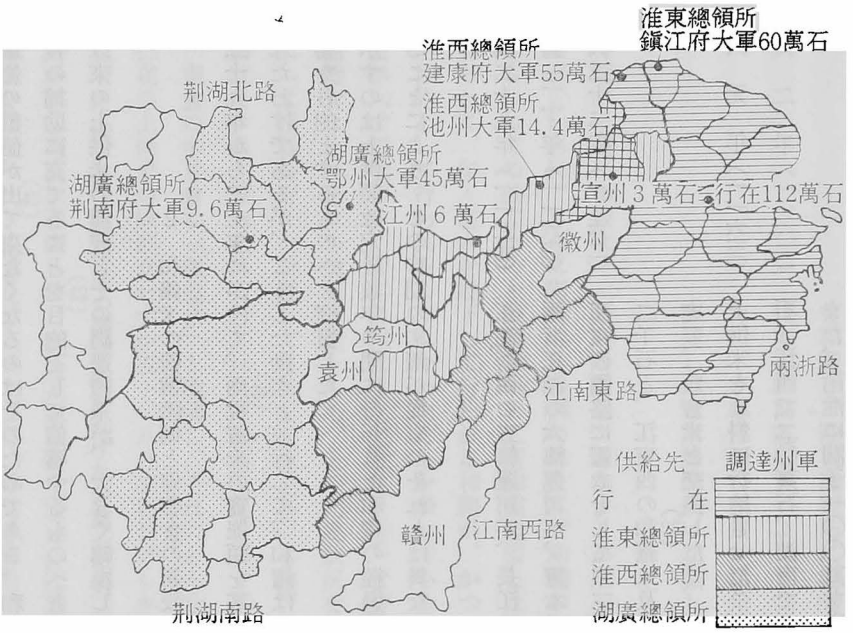

表3　內外大軍等科撥諸路上供米

	歲額	科撥州軍
行在	1,120,000	兩浙全州軍，建康府，太平州，宣州
鎭江府大軍	600,000	洪州，江州，池州，太平州，臨江軍，宣州，興國軍，南康軍，廣德軍
建康府大軍	550,000	吉州，饒州，撫州，建昌軍
池州大軍	144,000	吉州，信州，南安軍
鄂州大軍	450,000	永州，全州，郴州，邵州，道州，衡州，潭州，鄂州，鼎州
荊南府大軍	96,000	德安府，荊南府，澧州，純州，復州，潭州，荊門軍，漢陽軍
宣州殿前司牧馬	30,000	宣州
計	3,000,000石	

・『要錄』卷184紹興三十年（1160）春正月癸卯條による。

五所の歳糴の數値が出て來なくなるのはそのためである。和糴は上供缺額の補完を目的としたものから、賑濟に備え、或いは軍食の補助に充てることを目的として備蓄するものへと變質し、上供とは切り離されることになったのである。これは北宋以來の上供米の構成とその調達體系が、大きく轉換したことを意味する。

2　和糴米の備蓄體制と備蓄倉の新設・擴充

紹興二十九年から三十年にかけて、兩稅苗米の實催額を基準とする新たな上供額が設定され、またその調達・供給先も指定されたわけであるが、こうした動きと並行して、和糴はこれまでのような上供定額との直接的關係がなくなり、もっぱら備蓄を目的とするものへと變質した。

次に示すのは上供額改定後數年の閒に行われた和糴の經過であるが、これらの和糴の目的と糴米額およびその對象地などを見ることにより、この時期の和糴が從來のそれとは異なる目的と方法によって行われるようになったことがわかる。

紹興二十九年（一一五九）　江湖浙西の五轉運司が、長江沿いの一〇州で計二二〇萬石を和糴し、賑濟に備えた。(29)

紹興　三十　年（一一六〇）　兩浙江湖の六轉運司が、糴本一二五萬貫で各地に和糴場を置き、軍儲を市糴した。(30)

紹興三十二年（一一六二）　江東西兩路に糴本として銀三〇萬兩を與えて和糴した。(31)また、轉運司の和糴した米一三萬二千石と、江東西の和糴米及び上供米三七萬四千石を、淮東・淮西總領所の「樁積米」に充て、義倉米と交換した。(32)

隆興　元　年（一一六三）　上供米を馬料に折納させたことによる缺額補完のため、浙西で四〇萬石、江東で三〇萬石、江西で二〇萬石、湖南で一〇萬石、計一〇〇萬石を和糴し、各大軍倉に樁積した。(33)また、兩淮に關子一〇〇萬を與えて、和糴場を置いて收糴した。(34)また、江西で一〇〇萬石

を和糴し、淮東總領所に樁管した。(35)

隆興　二　年（一一六四）　糴本三四萬五千貫によって諸路の沿流州軍に和糴場を置いて一五〇萬石を「別項和糴」したが、うち江西の洪州・江州・吉州・撫州・筠州・贛州・臨江軍・建昌軍で一〇〇萬石を和糴し、淮東總領所に起發して樁管した。(36)

この時期の一連の和糴は、「賑濟の備え」となすとか、「樁積する」「樁管する」、また「別項和糴する」とか「別糴する」などといわれ、さらに隆興二年の例のように、和糴の對象とされた州軍が本來の上供米の科撥地と對應せず、また和糴の額もかつての路ごとの上供額ないし五所和糴定額とは無關係であることなど、上供額との關係は直接出てこない。これは明らかに、年々糴本を投下して行われる和糴が、かつてのように上供の缺額を補完するという性格を失い、もっぱら備蓄を目的として行われるようになったことを示している。

乾道三年（一一六七）に「二百萬石倉」が新設されてから約百年の閒に、いくつかの備蓄倉の設置・擴充が行われた。これら備蓄倉はそれぞれの備蓄目標をもち、その充足狀況をみながら適宜和糴が行われていた。

新たに「二百萬石倉」を設置してこれを「豐儲倉」と稱したのは乾道三年（一一六七）のことであったが、(37)この年の備蓄目標額はとりあえず八七萬石とされた。(38)乾道五年（一一六九）には戶部の糴本三九五萬貫で一三〇萬石を和糴したが、(39)この年、省倉の中界倉を「豐儲倉」と改稱し、それにともなって舊「豐儲倉」を省倉中界とした。(40)乾道六年（一一七〇）には、行在の上供米の缺額はわずか五一、八九三石だけしかなく、この年和糴は不必要として行われなかった。(41)乾道七年（一一七一）には、淮東總領所の備蓄米がわずか一萬六千石だけとなり、江西の和糴米から一〇萬石を取撥し、さらに淮東總領所が二〇萬石を和糴した。(42)乾道八年（一一七二）には湖廣總領所（鄂州）の備蓄が少なくなったため、會子五〇萬によって和糴を行なった。(43)乾道九年（一一七三）、戶部が秀州・平江府で五萬石の和糴を行い、(44)淮東西總領所が五萬石を和糴

し、[45]建康府が五萬石、淮西總領所が五萬石の和糴を行なった。[46]淳熙元年（一一七四）には、江西が豐稔だったので、二〇萬石を和糴した。[47]淳熙二年（一一七五）には、江西で二〇萬石、湖南で一五萬石の和糴を行い、[48]淮東總領所が秀州・湖州で各七萬五千石、平江府で一〇萬石、計二五萬石の和糴を行なった。[49]淳熙五年（一一七八）は豐年だったため、沿江州軍で一六〇萬石を和糴した。[50]またこの年、鎭江と建康とに「轉般倉」を置いて輸送の便を圖った。[51]淳熙七年（一一八〇）、江東の上供米を行在の「豐儲西倉」に起發して備蓄した。[52]淳熙九年（一一八二）には、儲備の和糴米一四〇萬石で前年の賑濟米を補塡した。[53]開禧三年（一二〇七）、平江府に「百萬西倉」を置き、嘉熙末（一二四〇）に「百萬東倉」を置いた。[54]淳祐九年（一二四九）、新たに「淳祐倉」を設置し、備蓄目標を一二〇萬石とした。[55]寶祐五年（一二五七）、「寶祐百萬倉」を新設した。[56]

これらの備蓄倉は、在來の常平倉の備蓄などとは別に、中央戸部ないし各總領所、後には發運司などが直接管轄するもので、それぞれの倉庫の備蓄目標にそって和糴が行われた。したがって乾道六年のように備蓄目標がほぼ達成されているとして和糴を行わなかった年もあれば、淳熙五年のように一六〇萬石もの和糴を行なった年もあるなど、ときどきの各倉庫の備蓄狀況を見て和糴すべき額を判斷し、朝廷に糴本の投下を要請して和糴するという方式がとられていた。糴本としては見錢のほか、會子・關子や度牒、金銀などが用いられたが、農民はもっぱら見錢を歡迎したようである。なお、開禧三年以後、次々と新たな備蓄倉が新設された理由は、明らかに對金ないし對モンゴル關係の緊張により、軍糧確保が重要視されたからである。

3　南宋末の上供米と和糴米

十三世紀にはいって、開禧用兵以後の對金關係の緊張にともない、軍糧の確保が重視されるようになり、備蓄倉の新設が行われるようになったことは前に見たが、一方でこのころの上供米の確保はどうであったかを見てみると、『宋會要』

食貨四四漕運四、嘉定十五年（一二二二）三月二十五日の條に、

湖廣總領所言う、本所契勘したるに、毎年朝旨を承准し、江西・湖南の上供綱米を科定し、本所諸屯大軍に應副して支遣す。江西の實發米四萬五千二百石は、江州の軍前に赴いて卸納するを除くの外、湖南一路の合に發すべきの米四十七萬五千二百餘石あり。各おの科定して軍前に卸納する有り、と。

とあり、嘉定十五年といえば、南宋と金とが淮水流域および漢水中流域で衝突してからまだ三年を經ていないころであるが、このころにはなお、毎年の朝旨によって、湖南の上供米四七五、二〇〇餘石が定額どおり湖廣總領所（鄂州）に納められていたという。湖南の上供定額は、北宋から繼承した祖額は六五萬石であったが、紹興二十九年（一一五九）に改定されて苗米上供五五萬石となっていた。右には四七五、二〇〇石が定額とされているので、この閒に約七萬五千石の減額が行われたもようであるが（江州大軍についても、紹興三十年には六萬石を送ることとされていたので、ここでも約一萬五千石の減額が行われている）、それでも上供米として一路の定額どおりの綱運が行われていたことがわかる。

しかし戰爭の相手が強大なモンゴル軍に替わった十三世紀半ばの淳祐年閒になると、同じ湖廣總領所において、李曾伯『可齋雜藁』卷一九奏申「奏總所科降和糴利害」に、

今多自り來歲に至り、合に米一百三十萬餘石を措辦するを要めて、方めて能く兩司の經常の科降の數に應ずべし。……本所朝廷の科糴七十萬石を蒙り、江西・湖南兩漕司、共に七十萬石を科糴す。果して皆な數の如く糴し足らば、亦た過多と爲さず。

とあり、次年度の必要額一三〇萬石を、湖廣總領所の和糴七〇萬石と、江西・湖南轉運司の和糴七〇萬石、合わせて一四〇萬石によって調達しようとしている。ここでは上供米の綱運は全く計算に入れられておらず、すべてを和糴によっている。李曾伯は淳祐十年（一二五〇）ころ京湖安撫制置使として湖廣總領所の軍糧調達の重責を荷っていたのであるが、當時すでに湖廣總領所には、湖南北各地からの綱運による上供米の輸送は途絶狀態にあったものと考えられる。また李曾伯は

翌淳祐十一年（一二五一）には、淮西總領の任に當っていたが、同じ『可齋雜藁』巻一五奏申「再辭免狀」には、

今諸部を通ずるに、江上の諸屯、淮邊の諸郡、一歲經常の生券、大略會約したるに、歲に百五十萬石を得るに非ざれば不可なり。每歲上半年は、則ち江東西の綱運に仰ぐ、此れ斷斷じて易う可からず。今歲前政の任内に、官を吳門に委し、科撥米共せて四十七萬餘石を運過したれば、則ち是れ科撥猶お仰ぐ可し。今總所科撥の數有りて百萬倉に隸すると雖も、深く慮るに憲司の新糴の米未だ登らずして諸路取撥するの米一ならず。今歲運ぶ所、全て督府の差借せる兵船に賴り、今は則ち未だ措擬す可からず。此れ則ち嗣歲の科撥の今歲に及ばざるの一なり。江東西の綱運、常催十分に及ぶも、止だ五十餘萬石に及ぶ可きのみにして、已に極力と爲す。猶お是れ去歲豐稔なれば、綱運尙お仰ぐ可きも、今は則ち兩路の諸郡、多く歉を以て聞し、類ね檢放する有り。謂如ば鄱陽の一郡、合に解すべきの米九萬石あり。已に五分を減じたれば、則ち總所已に暗に四萬五千石を減ぜり。此れを以て率と爲さば、僅に一半の調度を作す可きのみ。此れ則ち嗣歲の綱運の今歲に及ばざるの一なり。

とある。淮西總領所建康府大軍は、紹興三十年以來、上供米五五萬石を定額としていたのであるが、淳祐十年にはその半分ほどしか確保できる見込みはないという。この年の必要額一五〇萬石を確保するにはこれだけでは明らかに不足するので、吳門すなわち平江府の豐儲倉から備蓄米四七萬石の融通を受けている。それでもなお不足する分は和糴によらねばならないが、續けて、

仰ぐ所の者は、和糴して以て貼助する有り。今粗し檢計を加うるに、則ち朝廷の元科、六十萬斛に及ぶと雖も、日を截りて實發せる本錢、總に一百一十六萬のみ。糴價を以て之れを計るに、十に未だ一を能くせず。

とあり、六〇萬石の和糴のために中央から一一六萬貫の糴本が投下されているが、これでは目標の一割も和糴できないという。ここから當時、米價は一石が約二〇貫にも高騰していたことがわかる。上供綱運はかろうじて定額の半ばを確保しているものの、和糴米の調達の方は米價の高騰により極めて困難な狀況にたち至っていたのである。このときから九年後

の開慶元年（一二五九）には、荆湖江淮兩浙の州軍で五六〇萬石もの和糴が行われたというが、[57] この目標が達成できたのかどうか、詳細を知ることはできない。しかしその數量の莫大さと當時の米價の高騰の狀況から見て、このころにはもはや各地からの上供綱運は途絶していたと考えてよいであろう。

以上のように、十三世紀半ばの淳祐年間、對モンゴル兩淮戰爭のころには、上供綱運の半減ないし途絶と米價の高騰とにより、上供米の定額、和糴米の必要量の確保はともに困難になっていた。南宋の官米調達體系は、一二五〇年ころに事實上崩壞したといえるであろう。しかし逆にいえば、このころまでは、紹興末年以來の官米調達システム——すなわち從來上供定額の不足を補う形で和糴を行なっていたものを、上供定額を改定して和糴と切り離し、上供先を指定するとともに和糴はもっぱら備蓄を主目的として各備蓄倉單位に目標を定め、各級の官廳がこれを行うという體制——が維持されていたといえる。

三　南宋における兩稅苗米の歲入と上供米および留州

前節で見たように、南宋では南渡の後、紹興二十九年までの時期は、兩稅苗米はその實催額をことごとく上供し、上供定額に缺ける部分を和糴で補っていた。紹興二十九年に上供と和糴とが切り離され、當時の兩稅苗米の實徵額を上供額として固定した。このことは、北宋以來の上供米調達方式の變更であるとともに、兩稅苗米を徵收してこれを上供する州縣の現場において、すなわち州縣財政のあり方において、次のような新たな事態を生じさせることとなった。

すなわち紹興二十九年までのような上供體系においては、北宋以來の祖額のもとで、州縣で徵收された苗米はことごとく上供米として中央に送られてしまうので、州縣にはまったく留州が殘らない。したがって州縣官や州兵に支給する俸料は、そのほとんどを加耗米と稱する附加稅で賄わなければならなかった。加耗米は北宋においても一部で見られたが、それは秋苗米一石に對して一斗、すなわち納入量の一〇%程度のものにすぎなかった。[58] それが南宋に入ると一擧に增大し、

建炎二年（一一二八）江西では納入量の五〇%、紹興四年から七年（一一三四―三七）にかけての江西では三〇%から四〇%、紹興二十年（一一五〇）の江西臨江軍清江縣で七〇%、二十一年（一一五一）の湖南では一〇〇%、というふうに、とくに紹興年間、多い所では納入量にほぼ匹敵するほどの額が附加税として徴収されていたのである。(59) これら加耗米は、苗米の實徴額を基準に、州縣財政が必要とする額を定め、苗米納入時に附加徴収したもので、度重なる禁令にもかかわらず、州縣としてはこれ以外に収入を増やす方法がないため、大きな弊害として農民を苦しめたものである。これは、一般的な南宋の重税策という以前に、苗米のことごとくを上供するという、南宋初期の上供のあり方によってもたらされた、州縣財政の變則的な姿を示している。北宋時代においても時代が下ると加耗は多く取られたようであるが、それでも例えば江西では、張守の『毘陵集』巻二「乞除豁上供充軍糧劄子」（紹興七年）に、

> 臣今略計するに、江西一路十一州軍の秋苗は、舊額一百六十餘萬石なり。上供の年額は、一百二十六餘萬石なり。起發するの外、三十餘萬石あり、以て州縣の歳計の支用と爲す。兵火を經て自り以來、人民凋散し、田畝荒蕪し、諸縣各おの稅賦を倚閣する有り。稅賦納むる所の苗米、僅かに能く上供を了足し、復た少かに贏餘有る無し。經常の費は、惟だ加耗に仰ぐ。

とあり、上供定額は苗米課額の八〇%ほどの線に設定され、したがって二〇%ほどの留州が恆常的に確保されるようになっていた。南宋は北宋の祖額を繼承したものの、戰亂による人口減と田土の荒廢とによって苗米生産の絶對額が上供定額以下に落ち込んだため、苗米はその全實催額を上供したので、苗米總課額における上供・留州の比率四對一の配分が不可能となっていたのである。

しかし紹興末年に上供定額が改定され、當時の實徴額に固定されるようになると、少なくとも州軍のレベルでは、紹興年間に見られたような廣い地域での異常な附加徴収は見られなくなってくる。これは、それまでのように兩税米實徴額をすべて上供してしまう體制から、當時の實徴額にもとづいて上供額が固定されたため、多くの州軍においては、次第に苗

米生産の伸長、ないしは墾田面積の増加によって、上供定額を超える餘剰が生まれ、それが州軍の留州分として確保できるようになったためと考えられる。

このことを端的に示すのが、江西における「科撥不均」とよばれる現象である。紹熙末年（一一九四）ころのことを記した彭龜年『止堂集』巻一一「代臨江軍乞減上供留補支用書」に、

某照し得たるに、昨來臣僚嘗て以えらく、贛・袁は上供米少なくして留州數多く、臨江・筠州は上供米多くして留州少なし、以て江西科撥均しからざるの病と爲すと。……某江西の科撥上供の數を觀るに、各州受くる所の苗の分數を以て之れを推すに、贛州・南安・袁州は、之れを取ること最も輕く、固より敢て以て例と爲さず。只だ隆興府・建昌・撫州・江州の如きは、止だ是れ取ること七分以上に及ぶのみ。吉州も亦た止だ八分以上のみ。惟だ筠と臨江と、取ること九分以上に及ぶ。

とあり、これは江西における上供米の科撥において、各州に不均衡が生じていることを指摘したもので、「各州受くる所の苗」と「科撥上供の數」、すなわち兩税苗米の歳入に對する上供米の比率を知ることのできる貴重な史料といえる。これによると、贛州・南安軍・袁州については「上供米が少なく留州が多い」ということしかわからないが、隆興府（洪州）・建昌軍・撫州・江州では上供額は苗米歳入の七〇％以上、吉州では八〇％以上、筠州・臨江軍では九〇％以上というように留州米が少なく、まさに「科撥均しからざる」狀態になっていたことがわかる。

江西十一州軍それぞれの苗米歳入、上供額、留州額については、他の文集の記事等によりある程度その數値を知ることができるので、**表4**にそれを掲げる。ただし、各史料の年代も不揃いであり、十一州軍全部にわたって正確に各項目を復元したものではない。空欄の箇所は未見の史料によって數値を知りうる可能性もあるが、隆興府（洪州）については今の所紹興はじめの數値しか知ることができない。しかしいくつかの州軍については乾道以降の苗米の歳入、上供、留州それぞれの額を對比することができるので、それにより『止堂集』の記事が指摘する所を確認してみたい。

表4　江西州軍苗米歳入・上供・留州額

	歳　入	上　供	留　州	上供／歳入（『止堂集』）
臨江軍	120,000①	110,000	10,000①	91.7%（九分以上）
	125,543②	110,543②	15,000②	88.1%
筠　州	86,000①			（九分以上）
洪　州	138,000③	138,000③		（七分以上）
撫　州		200,000④		（七分以上）
建昌軍				（七分以上）
江　州				（七分以上）
吉　州	480,000⑤	370,000⑥	110,000	77.0%（八分以上）
贛　州	130,000①	30,000①	100,000	23.1%（上供米少而留州多）
袁　州	110,000①	50,000①	60,000	45.4%（上供米少而留州多）
南安軍				（上供米少而留州多）
興國軍				

①胡銓『胡澹庵先生文集』巻29「向朝散墓誌銘」。乾道初年（1165）ころ。
②彭龜年『止堂集』巻11「代臨江軍乞減上供留補支用書」。嘉熙末年（1194）ころ。
③李綱『梁溪先生文集』巻128「與張子公舎人書」。紹興六，七年（1136,7）ころ。
④黄榦『勉齋集』巻25「代撫州陳守奏事第一劄」。嘉定十五年（1212）ころ。
⑤袁燮『絜齋集』巻17「朝散大夫贈宣奉大夫趙公墓誌銘」乾道末・淳熙初ころ。
⑥『宋會要』食貨五〇船，乾道九年（1173）十一月。

胡銓の『胡澹庵先生文集』巻二九「興國軍太守向朝散墓誌銘」には、

> 且つ諸郡の上供、州用均しからざるを以て病と爲す。謂如ば江西の四郡、贛は歳入米十三萬斛にして上供は纔かに三萬のみ。袁は歳入米十一萬にして上供は纔かに五萬のみなれば、則ち上供數少くして州用數多し。臨江は歳入十二萬にして止だ一萬を留め、筠は歳入八萬六千にして（以下、原文に留止數之助？　とあり文意不明）、則ち上供數多くして州用少なし。他路當に亦た此くの類かるべし。乞うらくは有司に詔して逐州軍の歳入を將て、七分を以て上供に充て、三分を以て州用に給せん。是くの如くせば、二者適中して、巧みに賸耗を取り、重く民力を困しむるに至らざらん。上、之れを可とす。

とあり、向朝散（澹）が知興國軍となったのは隆興元年（一一六三）のことであるから、紹興の末年に諸路の上供額の改定が行われてからまだ間もないころの、江西の各州軍の苗米歳入、上供、留州の額を知ることができる。このうち臨江軍については、歳入一二萬石、留州一

萬石とあって、『止堂集』にいう所の「(上供米を)取ること九分以上」と符合するが、『止堂集』には、先に引用した箇所の前に、臨江軍に關するやや詳細な數値が記されている。それによると、

照し得たるに、本軍(臨江軍)所管の三縣、苗米は總計十二萬五千五百四十三石有零、歲撥の上供は十一萬五百四十三石六斗四升なり。止だ一萬五千石の留州に支用する有るのみにして、逃亡・倚閣、猶お焉れに在り。

とあり、苗米歲入に占める上供米の正確な比率は八八・一%となる。

筠州については留州の數値が不明であるが、『止堂集』に「上供米少なくして留州多し」といわれて數値が記されていなかった贛州・袁州の苗米歲入に占める上供米の比率については、「向朝散墓誌銘」の數値によれば、それぞれ二三・一%、四五・四%となり、歲入の半分以上が留州として確保されたことがわかる。

吉州については、袁燮『絜齋集』巻一七「朝散大夫贈宣奉大夫趙公(善待)墓誌銘」に乾道末・淳熙初ころのこととして、

今(吉州)八縣の民、米を郡倉に輸むるに、斛四十八萬を計る。

とあり、苗米の歲入が四八萬石であったことがわかるが、『宋會要』食貨五〇船、乾道九年(一一七三)十一月一日、江南西路轉運判官劉焯の言には、

吉州一歲の運米は三十七萬餘石、合に五百料船六百餘艘を用うべし。

とあって、運米額すなわち上供額は三七萬石であったから、歲入に對する上供の比率は七七・〇%となり、『止堂集』に「八分以上」というのとほぼ對應する。

また撫州と建昌軍については、黄榦の『勉齋集』巻二五「代撫州陳守奏事」第一劄に

撫・建兩州の綱運、歲に幾ぼ二十萬石なり。水脚の費、錢を爲すこと十餘萬緡なり。

とあり、二州あわせた上供額が約二〇萬石であったことしかわからない。

このように、乾道以降の江西においては、各州の苗米歳入に對する上供米の比率が大きく異なり、したがって留州が數%しか殘らない所もあれば、多い所では歳入の半分以上も確保されるといった狀況が生まれていた。苗米の實徴分をことごとく上供していた紹興末年までの上供體系のもとでは、このような事態が生じることはありえない。すなわち紹熙末年（一一九四）ころの江西で「科撥均しからず」といわれた現象は、三〇年以上を遡る紹興二十九年（一一五九）に、當時の苗米實徴額を上供額として固定した結果生み出されたものに他ならない。つまり、上供額の方は固定されていたのに對して、苗米の實催の方は、その後の生産の伸びや墾田の增加などによって歳入を增やしていき、結果として、實催額と上供額との差額が留州として確保されるようになったのである。また、各州軍の苗米上供額は紹興二十九年當時の苗米實徴額であったから、その後の各州軍の苗米の歳入を比較して見ると、臨江軍・吉州ではそれぞれ約一四%、三〇%の伸びを示すにとどまるが、贛州・袁州ではそれぞれ四三%、二二〇%という巨大な伸び率となっている。江西におけるこのような苗米生産の伸長については、南宋時代におけるこの地域の開發の問題として、さらに別の視點からの考察が必要であるが、いずれにせよ江西では紹興末年以降、苗米生産の着實な回復と前進とによって、多くの州軍でゆとりをもって留州を確保できるようになっていた。そしてそれは紹興末年における、苗米實徴額に基づく上供額の改定をその財政的な出發點としていたのである。

ただし、江西においても、縣のレベルでは州軍のような財政的餘裕はなかったらしい。例えば臨江軍は、右に見たように紹熙末年（一一九四）には苗米歳入に對して一〇%程度の留州を確保できていたのであるが、嘉定五年（一二一二）ころ、管下の新淦縣においては、黄榦の『勉齋集』巻五「與李敬子司直書」に

本邑（江西臨江軍新淦縣）の苗米、額管は六萬二千石なり。二千石の催す可からざるを除き、實管は六萬石なり。每年の起綱及び馬穀、共に六萬三千石を管す。軍用五千石、縣用六千石、此れ已に是れ七萬四千石の米なり。貼を要するの水脚錢二萬貫、春衣一萬貫、半年版帳二萬、共に五萬貫なり。皆な是れ苗米を將て折價し、二萬五千苗を須いて、

方めて折して許多の錢を得。此くの如くんば乃ち是れ十萬石なり。石毎の加耗等、共に一石七斗を納めて、縣計方めて足る。江西一路皆な然り、但だ此の邑のみ然りと爲さざるなり。

とあり、額管六萬二千石に對して實催は六萬石。淮東西の總領所への上供綱と湖廣總領所への馬料の上供が合わせて六萬三千石。上供以外に縣の官吏や寨兵・舖兵等に一萬一千石必要なので、合わせて七萬四千石。このほか水脚錢、春衣、半年版帳錢に折變するために必要な二萬五千石を合わせて約一〇萬石の米が必要となる。そこで縣財政の收支を合わせるために、苗米一石に七斗の加耗米等を附加徵收している、というものである。ここでは苗米の實催額に對して縣に割り當てられた上供額の方が上回っている。このような所では、加耗米の徵收は不可避となる。州軍レベルで一定の留州分が確保できていても、管下の縣への上供の割當額と當該縣の實催額との閒が調整されていないために、こうした事態が生じていたものと思われる。なお黃榦は新淦縣のような例は江西全域で見られるといっているが、臨江軍のレベルでも少なくとも一〇%の留州が確保されていたし、また他州軍では臨江軍よりはるかに多額の留州を確保していたのであるから、この表現を必ずしも文字どおりに受け取ることはできないであろう。

おわりに

南宋の官米調達は、紹興二十九年を境にその方式を變更した。それは、北宋から繼承した上供祖額のもとで、兩稅苗米の實徵額をすべて上供として中央に送納させ、上供定額に缺ける部分は和糴によって補完するという方式から、紹興末年ころの苗米實徵額を上供額として固定し、官員や大軍兵士の年閒必要經費は原則としてこの上供米によって賄い、和糴はもっぱら賑濟ないし軍食の補助のための備蓄を目的として上供とは切り離し、各備蓄倉の目標額にそって隨時これを行う、という方式への轉換であった。從來の研究においては、上供の減額という事實については觸れられているものの、紹興二十九年から三十年にかけて行われたこの政策轉換の全體像が明らかにされていないため、紹興末年までの「上供」と

それ以降の「上供」とが同一の概念でとらえられ、したがって官米調達における兩稅苗米の實徵額ないしは歲入と、苗米上供額および和糴額との關係が曖昧になっている。

これら三者の關係についていえば、北宋時代には、六路兩稅苗米課額の約半分に相當する約四〇〇萬石と、恆常的な和糴米約二〇〇萬石、計六〇〇萬石が上供の定額であった。南宋は淮南路を除いてこの祖額を繼承し、四六九萬石を上供定額としていたが、紹興の前半には生產の落ち込みもあって苗米はその實徵分をすべて上供していたため、州縣では留州分の苗米を確保できず、所によっては納入額に匹敵する額の附加稅を加耗米として納入させていた。しかし紹興十八年以後、省倉や和糴場、三總領所の歲糴額が定められ、また苗米生產の回復もあって、上供定額を超える輸送が可能となり、紹興二十六年には淮東・淮西兩總領所で各年一〇〇萬石の備蓄目標が定められ、それぞれ實績をあげるようになった。

こうした經緯をふまえて、紹興二十九年には、各路の上供額の改定が行われて苗米實徵額を新たな上供定額として固定し、和糴はもっぱら備蓄を目的として行うようになった。新たな上供定額三三二萬石は、兩稅苗米の上供の定額であって和糴を含まず、和糴はほぼ二〇〇萬石の備蓄を目標とし、上供米と合わせて約五〇〇萬石が當時の官員兵士の年間必要額であった。さらに紹興三十年には、各地に駐屯する大軍に對する上供米の配分額總計三〇〇萬石が定められ、上供米を供給する六路の各州軍について、その納入先が定められた。

上供額の改定は、紹興二十九年當時の苗米實徵額に基づいていたため、その後の生產の伸長や墾田の增加によって、江西十一州軍では、上供定額に對して苗米の歲入が大幅に增え、紹興年間におこりえなかった多額の留州米の確保も可能となった。こうした現象は、明らかに上供定額の改定と苗米歲入の增額とによってもたらされたものである。

現存の南宋の地方志を見ると、兩稅苗米の歲入ないしは額管といわれるものと、上供との區別がわからないものもあるが、これまでに見たような、上供體系の變化、および州縣財政のあり方の變化をふまえた上で扱わないと、數量的な把握の際に誤りを冒す危險がある。本稿では史料が比較的多い江東西を中心に檢討したため、他路についてはなお檢討さるべ

き問題を殘さざるをえないが、宋代における兩稅苗米の歲入または額管といわれるものが、はたして元明以降の兩稅秋苗「額管」と同じなのかそれともちがうのか、という點については、一つの見通しが得られたのではないかと考える。すなわち、明代では明らかに秋苗原額を固定したまま、徵收率の方を變動操作して徵收が行われていたのに對して、宋代では上供額が固定され、苗米の歲入(=額管、原額)の方がしばしば變動していた、ということである。中には兩浙の蘇州(平江府)のように、苗米原額が長期にわたってほとんど變動しなかった特異な例もあるが(60)、第三節で見たような江西における「科撥不均」の現象は、このように考えないかぎり説明することはできない。したがって、宋代においては兩稅苗米の「原額」が永く固定され、生産の向上を反映しない硬直した徵稅システムが國家財政を不健全なものにしたという理解については、再檢討が必要であろう。

註

(1) 青山定雄「北宋の漕運法に就いて」(『市村博士古稀記念東洋史論叢』一九三三所收)、「唐宋時代の轉運使及び發運使に就いて」(『史學雜誌』四四―九、一九三三)。

(2) 斯波義信「宋代江南秋苗額考」(『中村治兵衛先生古稀記念東洋史論叢』一九八六)、『宋代江南經濟史の研究』前篇「宋代長江下流域の經濟景況」一宋代長江下流域の生産性、三長江下流域の市糴問題(一九八八)。

(3) 拙稿「宋代上供米と均糴法」(宋代史研究會研究報告第三集『宋代の政治と社會』所收)參照。

(4) 『宋史』卷八八地理志四、江南東西路「(紹興初)以江・洪・筠・袁・虔・吉州・興國・南康・臨江・南安軍爲江南西路」。

(5) 『建炎以來朝野雜記』甲集卷一五、四川軍儲數「四川軍儲、歲用一百五十六萬餘斛、其十三萬餘斛歲收〔註略〕、一百三十七萬斛糴買」。

(6) 『建炎以來繫年要錄』(以下『要錄』と略稱)卷九六、紹興五年十有二月乙巳「江西轉運司奉朝旨、措置賑濟事件、乞支降、本路實催苗米五十萬石、委提擧司、以州縣災傷分數取撥、比市價減錢十分之三、零細出糶」。

(7) 李綱『梁溪先生文集』卷八六「准省劄催諸州軍起發大軍米奏狀」に「契勘、本路逐年實催苗米、每歲侵支殘欠、常不下十餘萬石。且如紹興三年、計一十八萬九千二百餘石。四年、計十三萬三千五百餘石。五年係旱傷、實催數少、亦計十萬一千餘石。所有紹興六年實催、計九十八萬餘石、比之遞年數多、又緣盜賊未息、且約侵支殘欠、一十五萬石。其未發江州米二

十六萬餘石、若除上項侵支殘欠一十五萬石、約止有未起發米一十一萬餘石」とある。斯波氏はここに見える「侵支殘欠」の額を紹興三、四、五年の江西の苗米實催額とするが（註(2)前掲「長江下流域の市糴問題」二三〇頁）、侵支殘欠とは本來は徵收できるはずの所を「盜賊未息」等の理由で徵收できずに缺額として殘した額であって、實催額ではない。

(8) 『宋會要輯稿』（以下『宋會要』と略稱）食貨四〇市糴糧草、紹興二年五月二十二日詔「江東西各糴一十萬石、委催促物帛郎官、將合起發應付。如不足於兪僚權貨務錢內貼支。江東於建康府、江西於饒州府封樁」。

(9) 『宋會要』食貨四〇市糴糧草、紹興三年四月十一日、(張)公濟等又言「今約度所糴粳米・馬料、於市價上量增價收糴。米五十萬石、每斗五百文省、計錢二百五十萬貫」。

(10) 『宋會要』食貨四〇市糴糧草、紹興四年正月二日都省言「近者給降糴本、令兩浙・江南東西路轉運司、和糴斛斗六十四萬餘石」。

(11) 『宋會要』食貨四〇市糴糧草、紹興四年七月二十二日中書門下省言「勘會、已降指揮、今歲依年例和糴斛斗、已降糴本三百六十萬貫、約糴九十萬石。詔更令戶部措置錢物二百萬貫增糴」。

(12) 『要錄』卷八七、紹興五年三月丁酉「命權貨務、降鹽鈔六十萬緡、赴都督行府、收糴江南旱禾米」。

(13) 『梁溪先生文集』卷八六淮省劄催諸州軍起發大軍米奏狀「幷和糴米減免三萬外、收糴三十七萬石」。

(14) 『要錄』卷一二一、紹興八年八月乙丑「於是降本錢四百萬緡、令於六路豐熟之地、置場和糴焉」。

(15) 『宋史』卷二九高宗紀六、紹興八年夏四月庚申「初置戶部和糴場于臨安」。

(16) 『宋史』卷二九高宗紀六、紹興十一年五月辛丑「置兩淮・江東西・湖廣京西三道總領軍馬錢糧官、仍掌報發御前軍馬文字」。

(17) 『要錄』卷一四〇、紹興十有一年六月癸酉「分行在省倉爲三界、百五十萬斛。凡民戶白苗米、南倉受之、以廣宗室百官、爲上界。次苗米、北倉受之、以給衞士及五軍、爲中界。糧米、東倉受之、以備諸軍月糧、爲下界」。

(18) 註(17)參照。

(19) 『宋會要』食貨四〇市糴糧草、紹興十八年閏八月九日の戶部の言には「欲令轉運司、於平江府並臨安府、踏逐高阜空地、量蓋倉敖、以行在戶部和糴場爲名、聽客人從便中糴、每歲各以二十萬石爲額」とあって行在戶部和糴場で計四〇萬石の和糴を定額とした。また省倉三界については「今立定每歲收糴數目、上界六千石、中界五萬石、下界二十五萬石」、三總領所については「淮西總領所一十六萬五千石、淮東總領所・湖廣等路總領所各一十五萬石」とある。これによれば、省倉三界の歲糴總額は三〇萬六千石、兩浙における歲糴總額は七〇萬六千石となる。しかし『要錄』卷一五八、紹興十有八年閏八月甲子の條には「遂命臨安・平江府、淮東西・湖北三總領所、歲糴米百二十萬石有奇、用戶部請也。浙西凡糴七十六萬石、行在省倉三界三十五萬五千、臨安・平江府場各二十萬、淮西總領所十六萬五千、湖北・淮東皆十五萬石。時行

在歲支凡三百三十六萬石有奇、而浙江荆湖上供米綱、才三百萬石、故羅之。三總領所舊不立額、及是比仿行下」とあり、浙西の歲羅額は七六萬石、行在省倉三界は計三五萬五千石となっている。浙西の歲羅額七六萬石というのは行在省倉三界の計三五萬五千石と臨安・平江府の和糴場の歲糴額四〇萬石を合わせた額である。したがって『宋會要』に上昇「六千石」とあるのは「六萬石」或いは「五萬五千石」の誤りと考えられる。

(20) 「行在戶部和糴場」の歲糴が「聽客人從便中糴」とされていたことは先に見たが、『宋會要』食貨四〇市糴糧草、紹興二十八年九月十六日には、「荆湖北路總領所、已承朝旨、於鼎・澧・岳州及京西襄陽府・郢州、取撥錢收糴客販米斛一十五萬石、充戍兵歲用」とあり、湖廣總領所の歲糴額一五萬石ももっぱら客販の米斛によっていた。また『宋會要』食貨四〇市糴糧草、紹興二十九年閏六月五日戶部の言にも「今來秋成不遠、欲預行措置儲蓄收糴、以爲賑貸之備。今欲科降本錢及取撥昨常平司賑糴到錢、令逐路轉運司、選委清強官、置場或就客船興販到米斛、增價通融收糴」とある。しかし乾道以降になると、江西・湖南北などで和糴が附加税のごとく徵收されるようになったことが、『宋會要』食貨四〇市糴糧草三、乾道元年八月十七日條、胡寅『斐然集』卷二五先公行狀、王炎『雙溪文集』卷一一上劉岳州書、高斯得『耻堂存稿』卷四永州續廣惠倉記等に見える。

(21) 『要錄』卷一五八、紹興十有八年閏八月甲子「浙江荆湖上供米綱才三百萬石、故羅之」。

(22) 『宋會要』食貨六二義倉、紹興三十二年十一月十四日臣僚言「伏覩、近日于淮東西總領司、各椿苗米一百萬碩、備宣撫司移屯支用」。

(23) 『宋會要』食貨六四上供、紹興二十九年八月二十三日の戶部の言に「今欲令逐路漕司、與州軍當職官、將今年合發上供額斛、具(且)依年例數目認椿」とあり、同文が紹興三十一年八月二十六日の戶部の言にもあって、これらにいう「年例數目」は上供「舊額」であり、改定後二三年はまだ新定額を適用しなかったのであろう。

(24) 斯波氏はこの上供額の改定について、註(2)前揭書前篇一宋代長江下流域の生產性3財政壓力の枠組みと推移において、「生產水準向上に卽應しない原額主義、そして原額自體の實質削減は、明かな財政矛盾である」といわれるが、このとき上供定額は減じたが、兩稅苗米の原額を削減したわけではない。また改定後の上供定額は當時の苗米の實徵額であり、したがってむしろ逆に新たな上供定額は當時の苗米の生產性水準に卽應した額であったと見なければならない。

(25) 紹興二十九年九月に諸路の上供額を改定して以後、翌年正月に上供米の各地大軍への分配額を決定するまでの期間に、全體として三二萬石の減額が行われたとも考えられる。當時、上供は必ずしもすべての州軍に課されたわけではない(『宋會要』食貨六二義倉、乾道五年二月二日、知寧國府錢端禮言、……乞今後有上供去處、將見在常平米、擇其不陳腐者許兌發。本年上供、却將收到新米、依數椿管。內無上供州縣、聽以陳易新、則常平所貯歲〔藏〕皆新米、無陳腐折欠之患)。

紹興三十年に定めた上供米の科撥地の中には、江東の徽州、江西の筠州・袁州・贛州・湖南の桂陽監・武岡軍、湖北西部の數州などが含まれていないので（**圖1**參照）、右期間中にこれらの州への上供米の科撥が免除された可能性もある。ただし筠・贛・袁の三州はその後明らかに上供を行っている（筠州八萬六千石、贛州三萬石、袁州五萬石。**表4**參照）。

(26) 『要錄』卷一八五、紹興三十年五月乙酉「初置江州駐劄御前諸軍都統制一員、以殿前及步軍司兵各三千人、馬軍司及新招兵各二千人隸之」。『宋史』卷三一高宗紀八、紹興三十年六月辛未「以江西・廣東・湖南折帛・經總制錢合六十萬緡、江西米六萬石、充江州軍費」。

(27) 『宋會要』食貨四〇市糴糧草、紹興三十年九月四日戶部言「外路諸大軍歲用馬料、契勘、江浙湖南路見管和糴到米斛數多、欲令逐路轉運司、於年額上供米內、折納馬料。仍將折納過上供米數、却於和糴到米內、依數撥還起發、赴合屬去處卸納」。その內譯は、兩浙、江東、江西の上供米それぞれ一〇萬石、八萬石、八萬石を、それぞれ馬料二〇萬石、一六萬石、一六萬石に折納して平江府・鎭江府、建康府・池州・宣州、鄂州・荊南府に樁管するというものである。

(28) 張蔭麟「宋史兵志補闕」（『中國社會經濟史集刊』六—二）參照。

(29) 『宋會要』食貨四〇市糴糧草、紹興二十九年閏六月五日戶部言「今來秋成不遠、欲預行措置儲蓄收糴、以爲賑貸之備。今欲科降本錢及取撥昨常平司賑糴到錢、令逐路轉運司、選委清強官、置場或就客船興販到米斛、增價通融收糴」。『宋史』卷三一高宗紀八、同年閏六月丁巳「命江湖浙西五漕司、增價糴米二百二十萬石、赴沿江十郡、自荊至常州、以備賑貸」。

(30) 『要錄』卷一八五、紹興三十年秋七月甲辰「詔戶部、科降銀錢一百二十五萬緡、令兩浙江湖六路轉運司、置場市軍儲。通去年已糴數爲三百萬石」。

(31) 『宋會要』食貨四〇市糴糧草、紹興三十二年七月二十七日「江淮東西路宣撫使張浚言、面奉聖訓、令措置收糴米斛、目今江浙豐稔、宜趁時措置、所有糴本、乞從御前支降、所糴米斛、全賴差出使臣及所委官趁時措置、……詔令內庫支降銀三十萬兩、餘並依」。

(32) 『宋會要』食貨六二義倉、紹興三十二年十一月十四日「戶部申乞、于兩浙漕司和糴米、撥一十三萬二千餘碩赴淮東、江東西漕司和糴米并江西上供米・建康中納米九千碩、共三十七萬四千餘碩、赴淮西充樁積米、其江東・浙西常平米、更不取撥。從之」。

(33) 『宋會要』食貨四〇市糴糧草、隆興元年七月二十五日戶部言「內外不住添屯軍馬合用粮斛、比舊價增廣萬數浩瀚、今來秋成不遠、理宜措置收糴、添助支用。……欲浙西路糴四十萬碩、支降本錢八十萬貫、糴到米、除撥付淮東總領所、補湊樁積米一百萬石數外、餘並赴平江府・鎭江・常州安頓。江東路糴三十萬石、支降本錢六十萬貫、糴到米、除撥赴淮西總領所、補湊樁積米一百萬碩數外、餘並赴建康・太平州・池州安頓。江西路糴二十萬碩、支降本錢四十萬貫、糴到米、並赴江州安頓。湖南路糴一十萬石、支降本錢二十萬貫、其糴到米、並赴鄂州・岳州安頓」。

(34)『宋會要』食貨四〇市糴糧草、隆興元年八月一日臣僚言「昨降指揮、支給關子一百萬貫、前去兩淮置場收糴米斛」。

(35)『宋會要』食貨四〇市糴糧草、降興元年九月十四日戶部言「今年兩浙州軍、田畝災傷數多、所用粮斛浩瀚、又有淮南添屯大軍、用度增廣。江西累歲豐熟、米價低平、乞收糴米一百萬石、以備支使、……盡數起到鎭江府總領所樁管」。從之。

(36)『宋會要』食貨四〇市糴糧草、隆興二年八月三日詔「支降本錢三百四十萬五千貫、付逐路沿流州軍守臣、置場別項和糴米一百五十萬石」。戶部言「去歲江西已承指揮、和糴米一百萬石。今歲若更行收糴一百五十萬石、窃慮數目稍多、艱於收糴、及難以起發、今相度、欲止依去年例支降本錢、和糴米一百萬石、乞依年例、下隆興府・吉州・筠州・江州・撫州・臨江軍・贛州・建昌軍收糴、並限來年二月終、一切了畢、赴發付淮東總領所送納」。

(37)『宋會要』食貨六二京諸倉、乾道三年七月二十三日詔「今歲後〔候〕秋成、委行在和糴場官吏、於新置二百萬石倉內、糴米二十萬石」。同、十二月十二日、戶部言「近承指揮、創蓋新倉、候秋成委行在和糴場官吏、就本倉收糴米三十萬石」。詔「依戶部所申、仍以豐儲倉爲名」。

(38)『宋會要』食貨四〇市糴糧草三、乾道三年七月二十三日詔「見創蓋二百萬碩倉敖、所有合儲積米斛、候將來秋成、收糴八十七萬碩、並係約度歲計支遣外、充新倉樁辦之數」。

(39)『宋會要』食貨四〇市糴糧草三、乾道六年四月十五日、戶部侍郎・江浙荆湖淮廣福建等路都大發運使史正志言「戶部去歲降本錢三百九十五萬餘貫、每斗約三百文省爲率、約糴米一百三十萬碩」。

(40)『宋會要』食貨六二京諸倉、乾道五年十一月七日詔「省倉中〔界〕、改作豐儲倉、却將東青門外豐儲倉、改作省倉中界、逐倉有管米界、以新易陳支遣」。

(41)『宋會要』食貨四四漕運四、乾道八年正月一日「先是上封者言、諸路錢米綱運、近多少欠、今取會乾道五年・六年行在綱運、兩年計欠錢二萬四千九十四貫、米五萬一千八百九十三碩、料四千五百六十九碩」。同四〇市糴糧草三、乾道六年十月八日宗正少卿兼戶部侍郎王佐言「今將納到綱運并見在米約度、可以支充乾道七年歲計使用。欲乞將省倉坐倉并和糴場所糴客米、並權住糴」。

(42)『宋會要』食貨四〇市糴糧草三、乾道七年八月十七日、淮東總領蔡洸言「本所樁管米、除取撥外、尙有米一萬六千餘碩、雖近蒙指揮、令江西和糴米內取撥一十萬碩、赴本所樁管、若無拖欠、除綱運破耗外、通不滿十萬碩……」。詔「令鎭江府、於樁管朝廷會子內、支撥四十萬貫、付蔡洸收糴二十萬碩」。

(43)『宋會要』食貨四〇市糴糧草三、乾道八年十二月十三日、中書門下言「湖廣總領所樁管米、見在數目不多、訪聞江西・湖南及黃州・漢陽軍等處、今歲豐稔、米價每碩不過一貫四百文。合措置收糴樁管」。詔「令李安國取撥本所見樁管直使會子五十萬貫、委官於豐熟州軍、置場趁時收糴、並發赴鄂州、令守臣認數樁管」。

(44)『宋會要』食貨四〇市糴糧草三、乾道九年九月九日詔「秀州・平江府、合委官置場趁時和糴米五萬碩」。

(45)『宋會要』食貨四〇市糴糧草三、乾道九年九月二十一日中書門下言「詔令淮東西總領所、各委官置場、趁時依市價收糴五萬碩、就本所認數樁管」。

(46)『宋會要』食貨四〇市糴糧草三、乾道九年十一月十二日、知建康府事充江南東路安撫使兼行營留守洪邁言「本府近被旨、支撥樁管會子、置場糴米一十萬碩」。

(47)『宋會要』食貨四一和糴、淳熙元年十二月二十日詔「今歲江西路豐稔、令本路漕臣、委官於豐熟州軍、置場依市價收糴二十萬石、左藏南上庫、支降本錢三十萬貫、其糴到米、令守臣認數樁管」。

(48)『宋會要』食貨四一和糴、淳熙元年十二月二十日註「二年九月、又于左藏南上庫、支降本錢、令江西糴二十萬石、湖南十五萬石」。

(49)『宋會要』食貨四一和糴、淳熙二年十月二日詔「淮東總領錢良臣、分委官於逐州府同職官一員、置場收糴。秀州七萬五千石、湖州七萬五千石、平江府十萬石、起赴本所樁管。本錢、於鎮江府樁管朝廷銀內支降」。

(50)『宋史』卷三五孝宗紀三、淳熙五年秋七月丁亥「以歲豐、命沿江糴米百六十萬石、以廣邊儲」。

(51)『宋會要』食貨六二諸州倉庫、淳熙五年閏六月十一日詔「鎮江・建康府、各置轉般倉一所、鎮江府於閘外、建康府於石頭城修築、各置文武監官一員、總領專一提領」。

(52)王圻『續文獻通考』卷三一糴、淳熙七年「三省奏、去歲豐稔、今歲米賤、所在和糴告辦、倉窌〔廩〕盈溢。其江東路諸郡上供米、初令就近赴金陵・鎮江倉、今兩處守臣皆云無可盛貯。乞依舊發赴行在豐儲西倉」。

(53)『宋史』卷三五孝宗紀三、淳熙九年秋七月壬辰詔「發所儲和糴米百四十萬石、補淳熙八年賑濟之數、于沿江屯駐諸州樁管」。

(54)『洪武蘇州府志』卷八官宇「戶部百萬倉、在閶門裏、西倉開禧三年拠、以府職曹官兼。嘉定二年、始命官專掌、以都司提領、憲司措置。東倉、嘉熙末拠」。

(55)『宋史』卷四三理宗紀三、淳祐九年九月丙子「詔趙與懃、提領戶部財用、置新倉積貯百二十萬、名淳祐倉」。

(56)『洪武蘇州府志』卷八官宇「寶祐百萬倉、在至德廟後。寶祐五年、趙與懃請建敖二百五十間、浚河通舟、直抵倉岸」。

(57)『宋史』卷一七五食貨志和糴「開慶元年、沿江制置司將糴米五十萬石、湖南安撫司糴米五十萬石、兩浙轉運司五十萬石、淮浙發運司二百萬石、江東提擧司三十萬石、江西轉運司五十萬石、湖南轉運司二十萬石、太平州一十萬石、淮安州三十萬石、高郵軍五十萬石、漣水軍一十萬石、廬州一十萬石。並視時、以一色會子發下收糴、以供軍餉」とあり、合計五六〇萬石となる。なお『至順鎮江志』卷六賦稅に「亡宋權臣賈似道、爲因連年用兵、糧食不給、造楮幣七八千萬、於兩浙江東西和糴米八百餘萬斛、接濟軍餉」とあるが、これは公田法にともなう措置である。

(58)『續資治通鑑長編』卷一六〇、慶曆七年夏四月丁卯「上封者言、諸路轉運司廣要出剩、求媚於上。民輸賦稅、已是大半之賦、又令加耗、謂之潤官。江西諸路州軍體例、百姓納米一石、出剩一斗、往往有聚斂之臣、加耗之外、更要一斗」。

（59）周藤吉之「南宋の耗米と倉吏・攬戸との關係」（『宋代史研究』所收）參照。

（60）宮澤知之「宋代先進地帶の階層構成」（『鷹陵史學』一〇、一九八五）參照。

THE PROBLEM OF IRON COINS IN SHAANXI 陝西 AND HEDONG 河東 CIRCUITS DURING THE SONG PERIOD

MIYAZAWA Tomoyuki

In the Northern Song, iron coins were issued in the peripheral circuits such as Shaanxi and Hedong both in order to meet the increasing military expenditures necessitated by the XiXia threat and in order to uphold the copper cash standard by limiting the outflow of copper coins. By reexamining the changes in monetary policy regarding iron coins in these two circuits and investigating the mechanisms through which private coinage of iron coins came into being, this paper sheds light on some unique aspects of the monetary economy of Song China.

The coexistence of copper and iron coins necessitated a multiplex price system. The availability of different kinds of iron coins in different circuits prevented commodities from circulating on a nationwide scale. Both of these two factors, which partly contributed to private coinage of iron coins, seriously conditioned the development of the monetary economy of Song China.

The value of iron coins was apparently fixed arbitrarily by the state; that is, it had nothing to do either with the market forces of demand and supply or with the intrinsic value of the metal. The issue of iron coins played an important part in favor of the government finance, but it undermined the unity of the copper cash standard.

REGULAR TRIBUTE GRAIN 上供米 AND REGULAR TAX GRAIN 兩稅米 IN THE SOUTHERN SONG DYNASTY

SHIMASUE Kazuyasu

At the beginning of the Southern Song period, the regular tribute grain consisted, as it had in the Northern Song, of both regular tax grain

and harmonious purchase grain 和糴米. The annual quota was fixed at 4, 690, 000 shi 石, which was the amount of the quota in the Northern Song minus the quota for Huainan 淮南 circuit. But because of decreasing grain production, the quota of regular tribute grain was not actually able to be established, tax grain collected at prefecture/county levels had to be remitted in full to the central government, and local government offices had to collect large surcharges 加耗 to meet their own need.

Later, the annual quota of harmonious purchase grain was set at 1, 225, 000 shi in 1148, and then at 2, 000, 000 shi in 1156. In 1159, the harmonious purchase grain was then separated from the regular tribute grain, the annual quota of which was fixed at 3, 320, 000 shi, that is, the amount that was actually collected in the said year. Establishing a quota for regular tribute grain improved the financial position of prefecture/county authorities, whose income increased because of growth in grain production. This period saw storage granaries 備蓄倉 being built one after another in local area, which received harmonious purchase grain according to their respective quotas. This system, however, began to break down around 1250 with the escalation of the war with the Mongol.

THE CONTROVERSY OVER NATIVE OPIUM IN LATE QING CHINA

NIIMURA Yoko

In late Qing period, especially from the 1850s on, the production of opium began to spread all over China, in spite of strict prohibition against poppy cultivation at that time. Only a few influential officials insisted on the prohibition, on the grounds that the cultivation of poppies reduced grain crops. They argued that poppy cultivation which contributed to famines should be prohibited. On the other hand, a stronger party of officials advocated the legalization of opium production at home in order to compete with the imports of opium from abroad. They wanted to exclude all opium imports to stem the outflow of silver. Li Hongzhang strongly supported